

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告書

令和3年5月13日中間報告以来、現在までの経過及び結果を次のとおり報告する。

令和3年8月13日

伊東市議会副議長 中 島 弘 道 様

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

委員長 井 戸 清 司

○経過及び結果

1 令和3年8月13日 委員会

まず、去る8月8日に本市にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、当局の対応状況等について報告を求め、これに対する質疑応答を行った。

危機管理部から、令和3年8月8日（日）から8月31日（火）まで、本市にまん延防止等重点措置が適用され、措置内容は、市民に対する午後8時以降に飲食店を利用することの自粛要請や感染防止対策の徹底、及び、事業者に対する飲食店及び大規模な集客施設での午後8時から翌朝午前5時までの営業自粛要請や終日、酒類の提供自粛であること等が報告された。

委員からは県との連絡体制について質疑があり、県の対策本部で決定した内容が、市の危機管理部に伝えられ、各担当部局に情報提供し対応していることが確認された。

次に、観光経済部から、海水浴場については、開設を継続しているが、県が利用自粛を促す看板を設置していること、マリンタウンについては、飲食店で酒類の提供を自粛し、午後8時までの営業となっていること、花火大会については、伊東温泉夢花火、按針祭及び箸まつり花火大会を、9月以降に延期したことが報告された。また、静岡県からの依頼により営業時間短縮要請に係る事業者への周知等の協力、8月8日から13日までの間、繁華街等で対象店舗の見回りを行っていること等が報告された。

委員からは営業時間短縮要請に関する問合わせへの対応について問う質疑があり、多くの問合わせが寄せられている中、県から示されているQ&Aの中で、市で確実に判断で

きる部分については説明し、判断できない場合は、県の判断を仰いで対応していることが確認された。このほか、市営海浜プールの入場者の管理方法については、入場者の上限を100人に制限し、入口での検温や手指の消毒、住所氏名等の記入など、感染防止対策を図りながら開設しているが、利用者の大半が市内の小学生であることから、市内において感染が拡大した場合には、閉鎖等の対応が検討されることが確認された。

次に、教育部から、小・中学校において、各教科における感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動は行わないこと、給食の提供方法等を検討すること等について各学校長宛てに通知したことのほか、幼稚園や保育園、社会教育施設の対応について報告された。

委員からは夏季休暇後の学校での感染拡大防止への対応について質疑があり、児童・生徒やその家族がPCR検査を受けたり、濃厚接触者と特定された場合は学校に連絡をすることや、同居の家族に発熱等の症状が見られた場合も登校を控えていただくことを周知する通知を、8月26日の始業式に発出する予定であることが確認された。また、給食の提供方法については、献立内容の変更は行わず、食前食後の手洗い、消毒の徹底や向かい合わせで食べないなどの基本的な対策のほかに、児童・生徒の食器等を介した感染リスクを下げるため、配膳時に使い捨て手袋の使用を検討していることが確認された。さらに、感染リスクの高い学習活動への対応については、近距離で活動する調理実習については、次年度に行うなど教育課程の時期を変更することや、鍵盤ハーモニカ等の楽器で代替の教具がある場合は、代替教具を使用し対応していることが確認された。

以上が、当局からの報告事項及び質疑応答の概要である。

次に、本市議会の新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの見直しについて協議した。全国各地で感染が拡大し、本市にもまん延防止等重点措置が適用されたことから、議会として最大限の対応をする必要があるため、委員長として改定案を作成し、同マニュアルについて、その改定を行う必要性等の協議を行った。変更箇所については、「2 感染予防対策」の(7)から(11)、及び「3 感染が疑われる症状がある場合」の(1)を令和2年11月の見直し前の文言に戻し、感染対策を強化する内容とした。改定案については、代表者会議及び議会運営委員会の確認を経る必要があるが、実質的な運用は開始していくことが確認された。

次に、本委員会の今後の開催について協議した。

本委員会の活動として、これまでと同様、特別委員会が設置されている状態を維持し、

状況の変化や案件が生じた際にはすぐに招集できる状態としておくこととして、委員長発議により提案をし、異議なく了承された。

また、その他として、再度、新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルに沿った行動を徹底する認識を共有した。

以 上